

下水道についてのお願い

下水道への接続は3年以内に

すでに下水道の供用が始まっている地域では、各家庭からの下水道への接続は、供用開始から3年以内となっております。接続工事がお済みでないご家庭は、1日も早い接続をお願いします。

接続工事は指定工事店で

各家庭からの下水道の接続工事やトイレの水洗化工事は、必ず大山町が指定した「大山町排水設備指定工事店」へお申込みください。「指定工事店」以外の工事店で工事をすると、無効工事となり工事のやり直しをしていただくこととなります。

「大山町排水設備指定工事店」の名簿は、大山町ホームページにも掲載されています。

が、ご入用の方は水道課・各支所総合窓口課に準備しておきますのでご利用ください。



悪質な点検商法にご注意ください

役場の職員を装ったり、「役場の委託を受けた」などと言って、「ご家庭の下水管などの点検を行い、高額な費用を請求する業者があります。」

ご家庭の排水設備は、個人の設備ですので、維持管理は各個人で行っていただくことになっており、町は点検や修理は行いません。また、これを業者に委託することもありません。訪問を受けたときは、十分に説明を受け、安易に契約をせず、必要がなければつきりとお断りください。万一、下水管が詰まったときは、排水設備工事を依頼した指定工事店へ相談してください。

下水道使用上の注意

下水道は、何でも流せるものではありません。異物が流れることで、下水管のつまり、ポンプの故障が多発しています。使用上の注意を守って、正しくお使いください。

●油類は管が詰まる原因です。古くなったてんぷら油などは流さないようにしてください。

●野菜くず、残飯は流さないようにしてください。

●紙おむつ、たばこの吸殻などは流さないようにしてください。

●タオル・下着など、誤って流さないようにしてください。

●汚水マスは、管を点検・清掃するためのものです。直接これに汚物、異物を投入しないでください。

◆問い合わせ先

水道課

☎ 0859・54・5204

国民年金保険料の納付が困難な場合は保険料免除・猶予の制度があります！

国民年金は、働く世代が出し合った保険料と税金をあわせて、高齢者の世代に年金を支給する世代間の支え合いの制度です。

老後だけでなく、思わぬけ

がや病気で重い障がいが残ったときの「障害基礎年金」や不幸にも亡くなられた場合に家族に支給される「遺族基礎年金」といった制度もあります。

◎保険料免除

所得に応じて「全額免除」、

「4分の1納付（4分の3免除）」、「半額納付（半額免除）」、

「4分の3納付（4分の1免除）」の4段階の免除制度

◎若年者納付猶予

30歳未満の方に限り、利用できる制度

【添付書類】

・年金手帳

・雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票などが（会社を離職した方）

◆問い合わせ先

米子年金事務所

☎ 0859・34・6111

住民生活課

☎ 0859・54・5210

大山支所総合窓口課

☎ 0859・53・3311

中山支所総合窓口課

☎ 0858・58・6114